

次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人無患子の木 行動計画

＜令和7年4月1日＞

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

（目標1～3）次世代育成支援対策推進法、（目標4）女性活躍推進法

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞ ● 令和7年4月～産前産後休業や育児休業、育児休業給付、休業中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を定期的に行う。

目標2：正職員における法定時間外労働および法定休日労働の合計時間数を、一人当たり月平均30時間未満とする。

＜対策＞ ● 令和7年4月～時間外労働の削減、および年次有給休暇取得の促進を行ったうえで、職員が両立支援に関する制度を利用しやすくなる取り組みを行う。
● 令和7年4月～休暇の取得状況等を把握し、母親だけでなく父親も休暇を取得できるように配慮した柔軟な勤務制度を整備する。

目標3：男性職員について、育児休業等取得率の目標値を30%以上とする。

＜対策＞ ● 令和7年4月～管理職や男性職員全員に対する育児休業の取得の呼びかけなどを通じて、男性職員が育児休業を取得しやすい職場風土作りを行う。
● 令和7年4月～男性職員の育児休業取得について、従来通り促進を継続する。

目標4：管理職に占める女性労働者の割合について、40%を下回らないように努める。

＜対策＞ ● 令和7年4月～法人運営に理解が深い女性職員を中心に、指導者としての能力を開発するとともに、その役割・職責の自覚教育を実施する。
● 令和7年4月～女性職員が永年勤続したいと思える職場環境・体制作りを整える。